

学校管理下での負傷について

(独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

学校管理下での傷病は、福祉医療（母子・障害・子ども）より、日本スポーツ振興センター災害給付金制度を優先しますので、手続きを下記のようにお願いします。

手続きの仕方(保護者の方)

- ア 受けた病院で、福祉医療（子ども医療）を使用せずに、自己負担額（3割分）を支払い、領収書を受け取ってください。
- イ 「医療等の状況」という用紙（学校からお渡しします）を病院で記入していただき、領収書のコピーと共に学校へ提出してください。

- (1) 学校を通じて、日本スポーツ振興センター災害共済給付金支払請求手続きを行います。
- (2) 給付金は、手続き後、約1～2ヶ月後にお渡しします。
- (3) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金は、4割給付です。
- (4) 治療費総額が、5,000円以上（自己負担1,500円）となった場合は、申請対象となりますが、5,000円未満の場合は、申請対象とならないため、福祉医療（子ども医療）を使用します。
- (5) 掛け金は、田原市が全額負担しています。

学校管理下の傷病とは

- ・「行ってきます」と家を一步出たところから、「ただいま」と帰宅するまでの間に起きたとき
- ・学校の教育計画に基づく指導を受けているとき
- ・決められた通学路
- ・医療保険の診療で、診療報酬点数が500点以上の傷病

